

少額投資非課税制度（つみたてNISA）についてのご注意事項

少額投資非課税制度（つみたてNISA）をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認の上、お申し込みください。

なお、お手続き別に特にご注意いただきたい事項が異なりますので、今回のお手続きに該当する「お取り扱い」欄に「○」の記載された事項につきましては、特にご確認・ご理解いただけますようお願いいたします。

また、「お取り扱い」欄に「●」のある項目については、非課税口座開設時のご注意事項ではありますがご自身でご一読いただき、再度ご理解いただきますようお願いいたします。

項番	ご注意事項	お取り扱い													
		口座開設 種別変更	積立	解約	払出し等										
1	<p>お客さまの非課税口座開設のお申し込みについては、税務署が非課税適用の可否の確認作業を行い、開設が可能な場合、お客さまの「非課税適用確認書」が当行に送付されます。当行は、お客さまの「非課税適用確認書」を保管し、非課税口座を開設します。</p> <p>なお、勘定設定期間は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">勘定設定期間</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 30 年 (2018 年)</td> <td style="text-align: center;">～ 平成 49 年 (2037 年)</td> </tr> </table> <p>○ 同一年において非課税口座の開設は、一人一口座（一金融機関）しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。</p> <p>○ 金融機関の変更（項番 22 参照）を行った場合、複数の金融機関に非課税口座が存在することになりますが、各年において1つの非課税口座でしか投資信託を購入することができません。また、非課税口座内の投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。</p> <p>○ 非課税口座の開設に関し、所轄税務署の確認等のため、マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出が必要となります。マイナンバーの告知および住所等確認書類の提出をいただけない場合は、非課税口座の開設ができない場合があります。</p> <p>○ 非課税口座の開設には、税務署の確認手続きを含め、1か月程度かかります。</p> <p>※ 複数の金融機関に重複してお申し込みされますと、最も希望される金融機関で非課税口座が開設されない場合があります。また、非課税口座の開設が大幅に遅れる場合があります。</p> <p>※ 非課税口座開設後のキャンセルはできません。</p> <p>※ 各年における非課税投資枠を、累積投資勘定といいます。</p>	勘定設定期間		平成 30 年 (2018 年)	～ 平成 49 年 (2037 年)	○	●								
勘定設定期間															
平成 30 年 (2018 年)	～ 平成 49 年 (2037 年)														
2	<p>つみたて NISA に係る自動積立契約により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年 1 回通知されます。</p> <p>※ 初回通知は、2019 年分の信託報酬等の概算値を 2020 年に通知します。</p>	○	●												
3	<p>NISA とつみたて NISA は同一年において併用できません。NISA または つみたて NISA の選択は、所定の期限までに手続きをし、1 年単位で変更することができます。変更しない場合は前年に選択されたものを継続します。ただし、当年の非課税投資枠を使用した場合、当年分を変更することはできません。</p>	○	●												
4	<p>当行では、つみたて NISA 対象金融商品のうち、長期・分散投資に適した公募株式投資信託のみ取り扱っております。</p>	○	●												
5	<p>つみたて NISA は、自動積立契約による新たなご購入が対象です。</p> <p>既に特定口座・一般口座で保有する投資信託を、非課税口座には移管できません。</p>	○	●												
6	<p>つみたて NISA を利用する場合、以下の要件を満たす、つみたて NISA に係る自動積立契約をお申込みいただく必要があります。</p> <p>○ 終了月を指定しない（継続的な契約であること）</p> <p>○ 毎月の積立額は、特別月（1 年の内、任意に指定する二つ以内の月）を除き、33,000 円以内</p> <p>○ 全てのつみたて NISA に係る自動積立契約を合計し、年間の積立額が 40 万円以内</p>	○	○												
7	<p>つみたて NISA を開設後、基準経過日（開設してから 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日）から 1 年を経過する日までの間にお客さまの氏名・住所の確認を行います。基準経過日から 1 年を経過する日までの間に確認が行えない場合、以後は非課税扱いになりません。</p>	○	○												
8	<p>非課税口座はスイッチングを利用できません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用できないスイッチング一覧</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解約・買取ファンド</td> <td style="text-align: center;">購入・募集ファンド</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> <td style="text-align: center;">特定口座・一般口座</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定口座・一般口座</td> <td style="text-align: center;">非課税口座</td> </tr> </table>	利用できないスイッチング一覧		解約・買取ファンド	購入・募集ファンド	非課税口座	非課税口座	非課税口座	特定口座・一般口座	特定口座・一般口座	非課税口座	○	○		
利用できないスイッチング一覧															
解約・買取ファンド	購入・募集ファンド														
非課税口座	非課税口座														
非課税口座	特定口座・一般口座														
特定口座・一般口座	非課税口座														
9	<p>つみたて NISA では、年間 40 万円までを非課税投資枠としていますが、つみたて NISA で保有している投資信託を売却しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。このため、短期間での売買を行うことを前提としたお取引は適しません。</p>	○	○	○											
10	<p>非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。</p>	○	○	○											
11	<p>非課税口座での損失は税務上ないものとされるため、特定口座・一般口座で保有する他の投資信託の売却益や分配金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。</p>	○	○	○											
12	<p>同一の投資信託を複数の年分の累積投資勘定で購入している場合、累積投資勘定の年分を選択して売却することはできません。また、先に購入した分から売却されます。なお、同一の投資信託を NISA および つみたて NISA で購入している場合、非課税管理勘定または累積投資勘定を選択して売却することができます。</p>		○	○											
13	<p>非課税期間終了時等に、つみたて NISA で保有している投資信託を特定口座・一般口座へ移管する場合、移管時点の時価評価額が、特定口座・一般口座での取得額とみなされます。</p>		○		○										
14	<p>つみたて NISA で保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に移管する</p>	○	○												

項番	ご注意事項	お取り扱い			
		口座開設 種別変更	積立	解約	払出し等
	ことはできません。				
15	つみたて NISA で保有する投資信託の残高、個別元本、損益等の管理は、特定口座・一般口座・NISA とは別管理になります。	○	○		
16	投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税であり、非課税口座においては制度上のメリットを享受できません。	○	○		
17	つみたて NISA での購入を希望される場合は、自動積立契約申込書（インターネット積立契約申込みの場合は画面）にて、つみたて NISA を指定してください。 なお、現在、特定口座・一般口座・NISA で購入している自動積立契約により、つみたて NISA で購入することはできません、つみたて NISA を指定した新規契約のお申し込みが必要です。	○	○		
18	つみたて NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、つみたて NISA で「分配金再投資」とするか、もしくは「分配金受け取り」とするかの取り扱いのみとなります。 分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受け取り方法を変更したい場合はお申し出ください。 ただし、NISA で保有する投資信託から発生した分配金は、当年がつみたて NISA の場合、「分配金再投資」を選択しても、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。	○	○		
19	自動積立購入と分配金再投資購入の合計購入額が非課税投資枠を超えた場合、超過分は、自動的に特定口座・一般口座で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。 なお、翌年に新たなつみたて NISA の非課税投資枠が発生すれば、非課税投資枠がある限り、自動的につみたて NISA で購入します。	○	○		
20	1年間の積立金額が40万円（上限額）になるように、つみたて NISA での積立契約をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。	○	○		
21	非課税投資枠使用の優先順位は、以下のルールによります。 ① 非課税投資枠は、「自動積立購入の代金計算日」「分配金再投資購入の代金計算日」のうち、日付が早い順番に使用します。この日付が同一の場合、「自動積立購入」「分配金再投資購入」の順番に使用します。 ※ 代金計算日とは、基準価額が確定し、注文口数が確定する日のことをいいます。 ② 代金計算日が同一の自動積立購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※ 按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず自動積立購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。 ③ 代金計算日が同一の分配金再投資購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※ 按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず分配金再投資購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。	○	○		
22	金融機関を変更する場合には、所定の期間内に元の金融機関に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出する必要があります。すでに上場株式等を受け入れていた年分については、金融機関の変更はできません。 非課税口座を廃止した場合、所定の手続および要件の下、非課税口座を再開設することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、廃止後の非課税口座の再開設はできません。	○			
23	非課税口座開設のお申し込みは随時受け付けておりますが、お申し込みの時期によっては、口座開設が年明けになる場合がありますのでご了承ください。 なお、年内に口座開設ができた場合でも、年末付近での開設となった場合、年内での購入ができない場合がありますのでご了承ください。	○			

本表は制定年月時点のものであり、今後変更される可能性があります。